

令和8年度障害者委託訓練業務公募型プロポーザル説明書

(広島障害者職業能力開発校)

1 業務の目的

障害のある方が仕事で必要となる知識・技能の習得をするために、民間教育訓練機関等有する知識やノウハウ等によって、効果的・効率的に訓練を実施することを目的とするものである。

2 業務の内容

- ・業務名 令和8年度障害者委託訓練業務
- ・業務内容 令和8年度 障害者委託訓練業務「知識・技能習得訓練コース（集合訓練）」仕様書のとおり

3 スケジュール

- ・公募開始 令和8年3月16日（月）
- ・参加資格確認申請締切 令和8年4月14日（火）
- ・質問受付締切 令和8年4月16日（木）
- ・提案書類提出締切 令和8年4月21日（火）
- ・選定委員会 令和8年4月27日（月）
- ・選定結果通知 令和8年4月30日（木）

4 参加資格確認申請書及び提案書類

別添の『記入例』に従って作成し、提出してください

様式	内容	備考
様式1	公募型プロポーザル参加資格確認申請書	
様式2	令和8年度障害者委託訓練業務に係る企画提案書類	
様式3	障害者委託訓練事業 企画提案書	
様式3-1	訓練内容及び訓練時間数	
様式3-2	訓練施設	
様式3-2-1	訓練設備	
様式3-3	講師及び就職支援担当者	
様式3-4	資格試験等一覧表	
様式3-5	使用教材一覧表	
様式4	見積書	
様式5	個人情報取扱いの管理体制	
様式6	仕様書等に関する質問書	質問があれば提出
様式7	電子データの保存等に関する申出書	

5 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付及び必要書類の提出方法等

<p>仕様書等の交付期間、 入手方法</p>	<p>ア 交付期間 令和8年3月16日(月)午前10時から令和8年4月14日(火)午後5時まで</p> <p>イ 入手方法 広島県ホームページ「令和8年度障害者委託訓練業務の企画提案募集」からダウンロードすることを原則とする。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nyusatsukeiyaku/itaku-hsk.html</p> <p>なお、希望する者には、〈提出先及び問い合わせ先〉の場所で交付する。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び広島県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第2号）第1条第1項第3号に規定する日を除く午前9時から午後5時までとする。</p>
<p>公募型プロポーザル 参加資格確認申請</p>	<p>ア 提出期限 令和8年4月14日(火)午後5時必着</p> <p>イ 提出方法 持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち、これらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記アの期限までに必着することとする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。電子メール送信後は、必ず電話にて到達の確認を行うこと。</p> <p>ウ 結果通知 令和8年4月15日(水)午後5時までに通知する。</p> <p>エ 提出書類 ○公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1） ○個人情報取扱いの管理体制（様式5） ○電子データの保存等に関する申出書（様式7）</p>
<p>質問の受付期間等</p>	<p>令和8年4月16日(木)午後5時までに、別紙「仕様書等に関する質問書（様式6）」を用い、質問内容を簡潔にまとめ、〈提出先及び問い合わせ先〉に電子メール又はファクシミリで提出すること。電子メール送信後は、必ず電話にて到達の確認を行うこと。</p> <p>回答は、公募型プロポーザル参加資格を有する者の質問にのみ回答することとし、有資格者全員に対して、令和8年4月17日(金)午後5時までに通知する。</p>
<p>企画提案書類の提出</p>	<p>ア 提出期限 令和8年4月21日(火)午後5時必着</p> <p>イ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち、これらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記アの期限までに必着することとする。また、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。</p> <p>ウ 提出書類</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 8 年度障害者委託訓練業務に係る企画提案書類（様式 2） ○ 実施企画書（様式 3） ○ 見積書（様式 4） ○ 会社案内（任意様式） ○ 施設、設備の写真（任意様式） ○ その他、修了証書や証明書の写し等（任意様式） <p>エ 提出部数 正本 1 部、副本 5 部（会社案内は除く） 審査の公正を期すため、副本には会社名等のプロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。</p>
<p><提出先及び問い合わせ先> 広島障害者職業能力開発校 委託訓練担当 所在地 〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目 1 - 23（参加資格確認申請、実施企画書の提出） 電 話 082 - 254 - 1766（電子メール到達確認） F A X 082 - 254 - 1716（質問受付） 電子メールアドレス snkkunren@pref.hiroshima.lg.jp（参加資格確認申請、質問受付）</p>	

6 公募型プロポーザル参加資格

要件	<p>次の要件を満たす者とする。</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61M 研修等」の資格を認定されている者であること。</p> <p>ウ 本件調達の公告日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。</p> <p>エ 本件調達の公告日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。</p> <p>オ 個人情報取扱いの管理体制が整備されていること。</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7 契約方法等

契約方法	委託予定業者と委託内容・委託料について協議の上、随意契約を締結する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
契約保証金	<p>ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった業種は、「研修等」の資格に限る。) 契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約または県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>イ ア以外の者 免除する。</p>
委託料の支払い方法	精算払

8 審査方法等

審査方法	<p>ア 提案書の内容に基づき、別紙「評価基準」に従い、職業能力開発施策公募型プロポーザル選定委員会が評価値を決定し、最も高い評価値を得た者を委託予定事業者とする。</p> <p>イ 提案書の内容が、仕様書で定める要件を満たしていない場合及び評価基準に基づく委託料が仕様書の上限額を超える場合、評価値の合計が100分の60未満の者は、委託予定事業者として選定しない。</p>
採否通知	審査終了後、提案者全員に通知する。(令和8年4月30日(木)まで)

9 その他

- (1) 公募型プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合、提出された書類を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (4) この業務は、国の委託事業であるため、県の計画が国に承認されなかった場合は、訓練を実施できないことがある。また、国の障害者委託訓練実施要領の改正により、内容を変更することがある。
- (5) 本事業に係る歳入歳出予算が企画提案選定日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、選定を延期又は中止する。
- (6) 評価内容を担保するため、契約の相手方となった者の提出した提案書の内容は、指示がない限り原則全て履行しなければならない。